

議長・副議長の在任期間等に関する申し合わせ事項

平成 20 年 9 月 2 日
代表者会議 決定

- 1 議長、副議長の在任期間については、議長を 2 年、副議長を 1 年とし、平成 21 年 5 月の議長、副議長の改選から適用する。
- 2 次期議員改選後（平成 23 年 4 月）の議長、副議長の選出については、その不在期間を短くするため、議員の任期開始後すみやかに行う。